

## 会津若松市立行仁小学校等施設整備方針策定支援及び 基本設計業務委託プロポーザル審査基準

### 1 基本的な考え方

本業務の受託者の決定にあたっては、「会津若松市立行仁小学校等施設整備方針策定支援及び基本設計業務委託プロポーザル募集要項」などの関係書類を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やヒアリングでの説明、質疑応答から各提案者の次の審査項目について審査し、受託候補者の順位づけを行う。

- ① 事務所の実力
- ② 提案チーム能力
- ③ 技術提案書の内容

### 2 審査項目及び配点

審査は、100点を満点とし、審査項目別に次のように配点する。

審査項目	主な内容	配点(満点時)
事務所の実力	技術者の人数や、類似業務の実績等	18
提案チーム能力	チームの取組体制や主任技術者の実績	12
技術提案内容	市の施設整備に対する考え方の理解度	15
	施設配置・構成等の考え方	15
	地区住民との合意形成の回り方	20
	ライフサイクルコストの削減	10
	提案の独創性・実現性	10
合 計		100

### 3 評価点の考え方

以下の評価基準表のとおり評価し採点を行うものとする。

評価基準表				
審査項目	評価事項	配点 (満点時)	判断基準	配点
①事務所の実力 (業務経歴等)	類似業務実績	6	類似業務の実績が3件以上ある場合	6
			類似業務の実績が1～2件ある場合	3
	上記以外	0		
	類似業務の受賞実績	6	類似業務の受賞歴が3件以上ある場合	6
			類似業務の受賞歴が1～2件ある場合	3
	上記以外	0		
	技術者の有資格者数	6	一級建築士1人につき1点	1～6
②提案チーム能力	取組体制 (チームの技術者数、チームの特徴、取組み方、 考え方等)	6	非常に優秀	6
			優秀	5
普通			4	
やや劣る			3	
劣る			2	
	主任技術者の実績	6	主任技術者に類似業務の受賞歴がある場合 1人につき1点	1～6
③技術提案書の提案内容	市の施設整備に対する考え方の理解度 (公共施設等総合管理計画や、行仁小学校等施設 整備に向けた基本的な考え方の内容を踏まえた提 案となっているか)	15	非常に良く理解している	15
			良く理解している	12
			普通	9
			理解度がやや不足している	6
			理解度が不足している	3
	施設配置・構成・階数の考え方の提案 (各施設の機能を踏まえた配置となっているか、専 門的な技術が十分に発揮できているか)	15	非常に優秀	15
			優秀	12
			普通	9
			やや劣る	6
			劣る	3
	地区住民との合意形成の図り方の提案 (具体的であるか、わかりやすい方法であるか、業 務に必要な着眼点、問題点、課題等が確認でき るか)	20	非常に優秀	20
			優秀	16
			普通	12
			やや劣る	8
劣る			4	
ライフサイクルコストの削減 (利用者の利便性を確保しつつ、ライフサイクルコ ストの低減を図る方策が明確に示されているか)	10	非常に優れている	10	
		優れている	8	
		適切である	6	
		やや劣る	4	
		劣る	2	
提案の独創性	5	前例のない提案、独創的な提案である	5	
		上記に比べてやや劣る	3	
		上記以外	1	
提案の実現性	5	提案内容の説得力が十分である	5	
		上記に比べてやや内容に不足がある	3	
		上記以外	1	
合計		100		

### 4 各項目の評価の視点

#### (1) 事務所の実力

本業務を実施するにあたっての事務所の経歴や技術者の有資格者、類似業務の実績等について審査する。

## (2) 提案チームの能力

本業務を実施するにあたっての設計チームとしての体制及び総括責任者やその他の担当者の有している資格、経歴、実績等について審査する。

- ・サポート体制は十分あるか。
- ・業務を安定的に実施することができる体制が見込めるか。
- ・総括責任者、主任技術者は、資格、実務経験年数、実績は有しているか。

## (3) 技術提案の内容

技術提案書について項目ごとに審査する。

- ・市の施設整備の考え方について、十分に理解しているか。
- ・専門的な技術が十分に発揮されているか。
- ・具体的でわかりやすい提案がなされているか。
- ・要項の内容が漏れなく達成されているか。
- ・ライフサイクルコストについて考慮しているか。
- ・独創性や実現性のある提案であるか。

## 5 受託候補者の決定方法

選考委員の採点により、次の条件に従い順次選定する。ただし、全選考委員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないとみなし、受託候補者とししない。

### 【選定順】

- ① 過半数を超える審査員から最高順位を得た者
- ② ①により決しない場合、全審査員の合計得点が最高得点の者
- ③ 最高点の者が複数いる場合は、技術提案内容の項目の評価点の合計が最も高い者

## 6 その他留意事項

- (1) 選考委員への接触は、直接、間接を問わず禁ずることとし、万が一、接触があった場合には教育総務課に連絡するものとする。
- (2) 提案書審査及びプレゼンテーションにおいては、提案者の提案作成技術又は説明技術等によらず、提案内容の優劣について審査するものとする。